

一般社団法人日本壁装協会

防火壁装材料施工用接着剤等の登録規則

制定 平成 23 年 1 月 27 日

最終改正 令和 7 年 3 月 19 日

第 1 条 目的

本則は、一般社団法人日本壁装協会（以下「当協会」という。）の防火壁装材料品質情報管理システム第 8 章第 21 条（3）に示す、国土交通大臣の認定を受けた防火材料の壁紙またはフィルム等（以下「防火壁装材料」という。）の施工に使用する接着剤、補強剤、シーラー（以下「接着剤等」という）の品質情報管理のために定めるものである。

第 2 条 対象

本則は、協会会員または会員外で、防火壁装材料品質情報管理システムに参画する接着剤等製造企業並びに当該企業が製造する接着剤等に適用する。

第 3 条 適用と定義

本則で取り扱う接着剤等とは、当協会の制定になる「防火壁装材料施工共通仕様」により施工することができる防火壁装材料に適用する。

2. 接着剤等の分類、成分などは、当該共通仕様に示す範囲のものに限る。
3. 接着剤等の品質情報管理とは、当該接着剤等の商品名を当協会に登録し、これを適正に防火壁装材料の施工に使用するため、登録、公開を行うことを言う。
4. 当該共通仕様によらず、国土交通大臣の認定条件に特記された施工仕様がある場合は、認定書別添に記載された施工仕様により施工しなければならない。

第 4 条 商品名の登録並びに公開等

当協会は、会員製造になる接着剤等が防火壁装材料の施工に使用することができる製品であることを示すため、当該接着剤等の商品名を当協会の壁紙品質情報管理システムに登録し、公開することができる。

2. 前項により登録された接着剤等は、壁紙品質情報管理システムの運用に伴い実施される以下の情報提供において公開する。公開は「防火壁装材料施工共通仕様」と共に実施する。

- ①壁紙品質情報検索システム
- ②当協会ウェブサイト内
- ③前 2 項の他、本則の目的、定義に従い、壁紙品質情報管理システムにおいて必要と認められる当協会による情報提供活動
- ④その他当協会会員を通じて行われる情報提供活動

第5条 登録方法と審査

防火壁装材料施工用接着剤等を壁紙品質情報管理システムに登録するためには、壁紙品質情報管理システム運営委員会により設置された、運営分科会にて事前審査することを要する。

2. 運営分科会での審査結果は壁紙品質情報管理システム運営委員会に報告し、本審査するものとする。

3. 登録（新規申請品・OEM品）のための提出書類及び試験体は以下、表のとおり。

■新規申請品(オリジナル製品)

No.	提出書類及び試験体	書式
1	防火壁装材料施工用接着剤等の登録申請書*2	WA309号
2	新規壁紙施工用接着剤等試験依頼書*2	WA311号
3	誓約書*1*2（接着剤用）	WA312号
4	誓約書*1*2（防火材料会員用）	WA108号
5	SDS*2（安全データシート）	—
6	試験体サンプル*2（完全乾燥品）30g～50g程度	—
7	JIS認証書又は大臣認定書の写し等	—

*1 提出済の場合は省略（但し会員外は要提出）

*2 申請者が作成

■OEM品申請

No.	提出書類	書式
1	防火壁装材料施工用接着剤等(OEM品)の登録申請書*1	WA309-1号
2	オリジナル品との同一証明書*1	—
3	SDS（安全データシート）*1	—

*1 申請者が作成

*2 発熱性試験（コーンカロリメーター）は実施しない。

4. 接着剤等の発熱性試験（コーンカロリメーター）は協会（事務局）を通じて試験機関等に依頼し、N=1以上で実施する。

第6条 登録の制限

平成22年度防火壁装材料並びに下地材料に関する研究会で実施した発熱性試験により、もっとも不利と判定された接着剤等（接着剤：8.72MJ/m²（固形5g）、シーラー：8.14MJ/m²（固形3g）、補強剤：8.24MJ/m²（固形3g）の発熱量を上回る発熱性能の接着剤等の登録はできない。

第7条 登録の更新

本則の規定に基づき毎年度1回、接着剤等の商品名の登録の更新を行う。更新後の登録期間は1年間とする。

2. 登録更新の料金は細則に定める。

第8条 審査料及び登録料

審査料及び商品名登録料は細則に定める。

第9条 品質管理等

個々の製品の品質管理、性能保証は、当協会に商品名を登録した申請者の責任において行われるものとする。

2. 協会は品質情報管理を適切に行うため、市場流通品のサンプリング調査（発熱性試験）を必要に応じて実施するものとする。

第10条 附 則

- (1) 本規則は令和7年3月19日から施行する。
- (2) 本規則につき疑義が生じた場合は、壁紙品質情報管理システム運営委員会の判断により決定する。
- (3) 本規則の改廃は、壁紙品質情報管理システム運営委員会の判断により決定する。
- (4) 本規則に定めのない事項は、関係法令及び当協会制定になる防火壁装材料自主管理関係規約類に基づき運用する。

防火壁装材料施工用接着剤等の登録規則・細則

1. 本細則は協会会員または会員外の申請者による標題規則の施行に伴う関係経費を定めるものである。
2. 申請者は自社の接着剤等を本則第 3 条及び第 4 条と同等に扱われることを希望する場合は、本則第 5 条等に基づき協会に商品名登録の申請を行なうことができる。
3. 会員の申請者に対する料金は以下の通りとする。

項目	料金
新規申請(審査)料*1	10,000 円
商品名(新規・OEM)登録料*2*3	1,000 円
商品名登録更新料*2*4	1,000 円

- *1 商品 1 点につき。既に登録されている商品の OEM 品（同一成分）のものは費用請求なし。
- *2 新規(オリジナル品)及び OEM 品もそれぞれ 1 点と数える。
- *3 最初の登録受付は当該年度中のみ有効とする。期半ばの場合であっても登録承認日以降の残余期間とする。
- *4 更新後の登録期間は 1 年間とする。

4. 会員外の申請者に対する料金は以下の通りとする。

項目	料金
新規申請(審査)料*1	120,000 円
商品名(新規・OEM)登録料*2*3	5,000 円
商品名登録更新料*2*4	5,000 円

- *1 商品 1 点につき。既に登録されている商品の OEM 品（同一成分）のものは費用請求なし。
- *2 新規(オリジナル品)及び OEM 品もそれぞれ 1 点と数える。
- *3 最初の登録受付は当該年度中のみ有効とする。期半ばの場合であっても登録承認日以降の残余期間とする。
- *4 更新後の登録期間は 1 年間とする。